

こしがや市議会からの

お知らせ

議員表彰

令和5年度全国・埼玉県の各市議会議長会定期総会において、永年にわたる地方自治の発展に寄与された功績により、次の方が表彰されました。

議員職20年以上、正副議長4年以上表彰



いとう おさむ
伊藤 治

平成15年から当選6回。議長、副議長、監査委員、議会運営委員長などを歴任(57歳)

9月定例会の開催予定

令和5年9月定例会は、9月1日(金)から9月26日(火)までの26日間にわたって開催する予定です。

詳しくは、市議会ホームページまたは議会事務局までお問い合わせください。(☎963-9261)

傍聴して一言

本定例会では、136人の傍聴者がありました。いただいた感想から一部要約して紹介します。

■傍聴席と議員席が近く、また、モニターもあり、市民として参加しやすい市議会だと思った。

■答弁している市長等の答弁の内容が直接聞くことで市政がどのように進められているのか知ることができた。

■議員の質問している様子と議員と市長、市担当者との答弁はわかりやすく良かった。

政務活動費の運用を見直しました

政務活動費は、地方自治法および越谷市議会政務活動費の交付に関する条例(以下、条例)の規程により、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものです。このたび、本年6月1日から下記のとおり条例の一部を改正し、政務活動費の運用の見直しを行いました。

〈交付対象および交付額〉

| 改正前 | | 改正後 | |
|------|--------------|-----------|--------------|
| 交付対象 | 交付額 | 交付対象 | 交付額 |
| 会派 | 所属議員の数×月額4万円 | 会派 | 所属議員の数×月額8万円 |
| 議員 | 1人当たり月額4万円 | 会派に属さない議員 | 1人当たり月額8万円 |

※これまで議員一人につき、会派分と議員分あわせて月額8万円の交付だったものが、会派分の月額8万円となりました。

〈収支報告書〉

①作成者等の変更

(改正前) 会派の経理責任者及び議員 → (改正後) 会派の代表者及び会派に属さない議員

②公表書類の拡充

(改正前) 収支報告書 → (改正後) 収支報告書及び領収書又はこれに準ずる書類

●適正な運用と透明性の確保に取り組んでいきます

新たな運用基準に基づき、領収証や研修・行政調査の報告書の公表を行います。

※公表は令和5年度分の政務活動費の収支報告からです。議会ホームページおよび議会図書室にて公表開始となりましたら、お知らせします。

また、運用基準「政務活動費運用の手引き」を議会ホームページに掲載しています。

今後も政務活動費の適正な運用と透明性の確保に取り組んでいきます。

市議会ホームページ

をご覧ください

市議会ホームページは定例会に関する情報や議員名簿、議会の仕組みなど多数のコンテンツを掲載しています。

また、議会中継、会議録検索システムのリンクも掲載しています。議会に関する情報取得にぜひご利用ください。



市議会豆知識

市議会の用語や仕組みを解説します。

●広報・図書室協議会

議会だよりや議会ホームページ等の議会

広報および議会図書室に関する事項を協議する場です。

議長、副議長のほか、各会派から選出された議員で構成しています。

皆さんが読んでいるこの市議会だよりは、発行前に文章や写真等を協議し、掲載内容を決定しています。

編集後記

台風2号により、被害に遭われた皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

今回の大雨のように最近ますます災害が激甚化しております。しっかり備えたいものです。

本定例会におきましても、多くの議員が防災について質問をいたしました。

この「市議会だより」のQRコードからご視聴いただけますので、ぜひご覧ください。

広報・図書室協議会委員
小林 成好

あなたが撮影した写真を表紙に掲載します!

表紙写真募集



令和5年11月1日号のこしがや市議会だよりの表紙写真を募集します。

募集内容

越谷市に関連する行事、風景、人物、その他季節に合うもの

応募規定

1人1回につき2枚まで。おおむね3年以内に撮影したもの。(ただし、景観に変化がなければ制限はありません)

応募資格

越谷市在住、在勤または在学の方

応募期間

令和5年(2023年)10月12日(木)まで

応募方法・応募先

応募票に写真を添えて議会事務局(本庁舎7階)まで提出してください。

また、写真をメールで提出していただくこともできます。採用された写真には、応募者(撮影者)の氏名、写真のタイトル、撮影場所を掲載します。なお、応募写真は表紙に合わせて、適宜トリミングや文字の追加等の画像編集を行いますのでご了承ください。

※応募規定など詳しくは市議会ホームページをご覧ください。